

会議録（平成30年度第5回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成30年12月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 愛知県自治センター 6階 第602会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員
（県建設部）鎌田建設部技監、公園緑地課長、都市整備課長、
建設企画課主幹、道路建設課主幹、河川課主幹 他
（県農林水産部）農地計画課長、農林検査課 他

4 会議次第

（1）開会

（2）議事

- ①第6回委員会 審議対象事業の抽出について
- ②第4回委員会 会議録の確認について
- ③第4回委員会 修正評価書の確認について
- ④第4回委員会審議事業（都市公園事業）の継続審議について
- ⑤対象事業の審議について
 - 【事前評価】道路事業 3事業*
 - 農業農村整備事業4事業**
 - 【再評価】道路事業 2事業
 - 【事後評価】街路事業 2事業

（3）閉会

※ 道路事業3事業を一括審議

※※ 農業農村整備事業のうち

「経営体育成基盤整備事業」と「農地環境整備事業」を一括審議

「かんがい排水事業」と「水質保全対策事業」を一括審議

1 第6回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第6回の対象事業は、「事前評価」が道路事業1件、農業農村整備事業7件、「再評価」が街路事業3件、下水道事業が3件、「事後評価」が農業農村整備事業1件の合計15件である。

資料1の「平成30年度審議対象とする事業及び抽出方法等について」において、事前評価を再評価及び事後評価に優先して抽出すること、また、1開催日に同じ細事業種の事業が複数ある場合は、一括審議することも可能とすることが第1回委員会で確認されている。

それらをふまえて、事前評価について、2番から6番までの事業は農業農村整備事業（たん水防除事業）であるため、2番の「生田第2地区」、3番の「新大江地区」、4番の「新岩倉地区」、5番の「平坂地区」及び6番「三郷地区」を一括審議として抽出する。

次に、1番の「道路事業一般国道155号（春日井バイパス）」、7番の「農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）沖永南幹流地区」及び8番の「農業農村整備事業（緊急農地防災事業）円楽寺地区」については、事前評価であることから優先して抽出する。

再評価について、4番の「下水道事業 日光川上流流域下水道」及び5番の「下水道事業 新川西部流域下水道」は、平成26年度の委員会での審議において、事業区域の市町村が住民の意見を踏まえて計画を見直していた最中であり、計画の見直し後、再評価を行うことを条件に対応方針（案）について了承されている。そのため、計画の見直しにより再評価を実施する4番の「日光川上流流域下水道」及び5番の「新川西部流域下水道」について抽出する。

一方、事業バランスを考慮して、街路事業から過去の委員会で審議されていない2番の「街路事業 都市計画道路名古屋津島線（七宝工区）」を抽出する。

事後評価において、1番の「農業農村整備事業（たん水防除事業）岡崎鹿乗地区」は、工事請負差額等により減額しているものの、当初から事業内容に変更がないこと、また、1委員会あたりの抽出数の限度から審議の対象外とする。

以上、事前評価から1番、2番から6番を一括審議、7番、8番の4件、再評価から2番、4番、5番の3件の合計7件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

2 第4回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

3 第4回委員会 修正評価書の確認について

① 河川事業：一級河川庄内川水系庄内川上流圏域

河川課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

② 下水道事業：境川流域下水道、五条川左岸流域下水道、衣浦東部流域下水道

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

4 第4回委員会審議事業（都市公園事業）の継続審議について

① 都市公園事業：大高緑地

② 都市公園事業：牧野ヶ池緑地

公園緑地課から説明。

[委員] 大高緑地について、再評価調書の「①事業の必要性の変化」では県地域防災計画で10ha必要であり、そのうち7割しか整備されていないと記載されている。しかし、「②事業の進捗状況及び見込み」では106.6ha供用をしていると記載されており、その間についての説明が無い。

公園全体が防災拠点として使用できないという意味だと理解しているが、広域防災活動拠点として必要な面積が何ha整備されていて、それに対して県地域防災計画では10ha必要なので、そのために用地取得及び整備が必要であるという説明であれば理解できる。そのあたりの説明が不足している。

[県] 現在の実態としては、広域避難場所及び広域防災活動拠点に位置付けられている広場等以外は、樹林地や傾斜地、水面などであり、広域防災活動拠点として使用できる面積が10haに達していない。

[委員] 広域防災活動拠点としての整備が、現在まだ6.7haしか進捗していない。それに対して、10ha以上の面積が必要なので、用地を所得して整備が必要

であるというところが再評価調書では理解できない。

[県] 再評価調書の「①事業の必要性の変化」について、供用面積全てが広域防災活動拠点として利用できる訳ではない旨を追記し、現在の広域防災活動拠点として7割弱しか確保できていない表記を具体的な数値に修正し、10haに達するためには整備予定エリアが必要であるという記述にする。

[委員] 牧野ヶ池緑地について、防災のために必要な整備をするのは理解できるが、牧野池北側の園路が整備できるまでの間に時間を要するため、ソフト面での対策も併せて必要ではないか。

[県] 防災計画において住民の避難経路として指定されている訳ではないため、ソフト対策は思いあたらない。早期に整備することが重要であると認識している。

[委員] 防災上、整備が必要であるという理由を述べるのであれば、何かしらの対策をするべきではないかということコメントする。

[結論] 大高緑地において広域防災活動拠点のための面積等の必要性の追記をしたうえで、大高緑地及び牧野ヶ池緑地の対応方針(案)について了承する。

5 対象事業の審議

【事前評価】

①～③道路事業（①一般国道247号（碧南拡幅）、②一般県道蒲郡碧南線、③主要地方道名古屋津島線（莪原工区））の一括審議
道路建設課から説明。

①一般国道247号（碧南拡幅）、②一般県道 蒲郡碧南線

[委員] 大型車混入率（碧南拡幅25.6%、蒲郡碧南線20.6%）の高低は事業にどう反映されるか。

[県] 大型車交通が多いと舗装厚が厚くなる。

[委員] 蒲郡碧南線のB/Cが11.7と高いが、一番の要因は何か。

[県] 便益は競合する路線の状況により変化する。また、本事業は4車線幅で確保済み用地の中で4車線化する工事であり、用地費、補償費が無く、C

(費用)の部分が少ないからである。

[委員] 碧南拡幅の標準断面図に歩道が図示されていないが、歩道はないのか。

[県] 東側に片側歩道がある。

[委員] 「地元の合意形成」で“要望を受けている”とあるが、ニーズがあるのは分かるものの、合意形成に至っているか判断できないため、「要望を受けており、用地が取得済みであるため、合意形成は必要ない。」などと記述してはどうか。

[県] 記述を修正する。

[委員] 「事業の必要性」で大型車交通量が多いことはH22、H27 センサスの比較から分かるが、今後の状況をどう予測しているか。

[県] 交通量は増加しており、また、沿線の工場でも生産活動が進められていることから、今後も伸びる傾向にあると考えられる。

[委員] 今後、交通量の状況が変わっても改善が必要か。

[県] 混雑度が1.0を超え、現況渋滞しており、また、計画交通量も増加する予測であるため、改善は必要である。

[委員] 交通量からでは渋滞状況が十分わからないので、「完成形の4車線整備がまだできていない区間が解消されると交通容量が確保される。」などの記述を追加してはどうか。

[県] 記述を修正する。

[結論] 一般国道247号(碧南拡幅)及び一般県道蒲郡碧南線の対応方針(案)について了承する。

③主要地方道名古屋津島線(莪原工区)

[委員] 用地取得の見込みについて記述がないが、計画に沿った取得が可能か。

[県] 地元より要望を受けており、事業中である七宝工区の用地買収についても地元の協力が得られている。

[委員] 「地元の合意形成」に、「用地交渉はこれからであるものの、地元と協力して取り組んでいく」などの記述を追加してはどうか。

[県] 記述を修正する。

[結論] 主要地方道名古屋津島線(莪原工区)の対応方針(案)について了承する。

【再評価】

①道路事業：地域高規格道路名古屋瀬戸道路（一般県道日進瀬戸線）の審議 道路建設課から説明。

[委員] 事前評価時から今回まで維持管理費が変わってきているのはなぜか。

[県] 事前評価時のマニュアルでは、都市高速道路の実績値を用いることとされており、今回は、実際に管理している愛知県道路公社の実績を基に算出している。前回評価時の9から18億に増えた要因については、ETCの更新経費が増えたことによるものである。

[結論] 地域高規格道路名古屋瀬戸道路（一般県道日進瀬戸線）の対応方針(案)について了承する。

②道路事業：一般県道豊川蒲郡線の審議 道路建設課から説明。

[委員] 事業費が大きく増加しているにもかかわらず、維持管理費が微減となっているが、工事が増額したことにより維持管理費も増額とはならないのか。

[県] 維持管理費に関しては、管轄事務所における過去5年間の維持管理実績を基に算出している。また、増額理由が仮設工の増工や軟弱地盤対策の実施などであり、維持管理が必要となる道路構造物には影響はない。

[委員] 計画交通量を加味して維持管理費は算出しないのか。

[県] 計画交通量ではなく、国道や県道などの区分により維持管理費を分けて考えている。

[結論] 一般県道豊川蒲郡線の対応方針(案)について了承する。

【事前評価】

農業農村整備事業：費用対効果（B／C）算出方法

農地計画課から説明。

特に意見なし。

**④・⑤ 農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：中根新田地区及び
農業農村整備事業（農地環境整備事業）：下山地区の一括審議**

農地計画課から説明。

[委員] 作物生産効果では、作物の生産量をどの様に計上しているのか。

[県] この効果は、「事業ありせば」施設が維持されて従前の状態で生産される量と、「事業なかりせば」施設が機能不全となった状態で生産される量の差を効果として計上している。

[委員] 現状を向上させた分を効果として計上しているのではなく、現状を維持している状況を計上しているのか。

[県] 施設機能を向上させる場合は、その向上分を効果として計上するが、再整備の場合は、事業を実施せずゼロに近くなった生産量と、維持される現在の生産量の差を効果として計上している。

[委員] 本効果の内訳として現状維持分と機能向上分を示さないものなのか。

[県] 本資料では示していないが、効果の算出にあたっては、再整備による現状維持分と機能向上分をそれぞれ算出している。大半が再整備により生産が維持される効果であり、農業分野において機能向上で大幅に効果が増えることはないため、これまでの説明において敢えて内訳を示していない。

[委員] 中根新田地区の営農経費節減効果は、どの様に計上しているのか。

[県] 大区画化により大型機械で効率良く作業できることによる効果や用水がパイプライン化され水管理労力が軽減されるプラスの効果の効果を計上している。

[委員] 将来の担い手が気になる場所であるが、現在、担い手の状況と、今後の担い手の計画はどの様になっているのか。

[県] 中根新田地区では、今後の高齢化対策を念頭に、現在 118 名いる耕作者を 16 名にし、特に中核となる 4 名の担い手に農地を集める計画である。これにより、生産コストを下げて、効率的な営農ができる態勢を整える。一方、下山地区では、事業制度に担い手への集積率の要件はないが、高齢化が進行しているので、現在 117 名いる耕作者を 70 名程度とし、農作業の委託割合を 2 割程度から 5 割以上に引き上げることで、農地が引き続き保全されるような仕組み作りを計画している。

[委員] 下山地区には鳥獣被害により営農に支障がでていたとの記述があるが、耕作放棄地をなくすという意味か。また、具体的に電気柵を設置するという意味か。

[県] 本地区では、既に電気柵での対策を講じているが、現在でも獣害に悩まされていることから、耕作放棄地化している農地を本事業において保全管理区域として位置づけ、水路等の整備を実施することにより、農地を保全し、イノシシ等による獣害を防ぐ計画としている。

[結論] 中根新田地区及び下山地区の対応方針(案)について了承する。

**⑥・⑦農業農村整備事業（かんがい排水事業）：明治用水西井筋地区及び
農業農村整備事業（水質保全対策事業）：新光堂川用水地区の一括審議
農地計画課から説明。**

[委員] 明治用水西井筋地区について、南海トラフ地震等による被害を防ぐことを「災害時の復旧対策費節減効果」に計上しているが、どのような内容か。

[県] 本効果では、耐震対策の実施により、地震で被災した施設を復旧する費用が軽減される経費を効果として計上している。

[委員] 現在使用している管をそのままにして新たに管を設置するのか。また、現在使用している管を更新していくという計画なのか。

[県] 現在使用している管を撤去して、ダクタイル鋳鉄管を同じ場所に設置する計画である。

[委員] 工事を実施した効果が毎年発現するということか。また、地区が完了しないと効果が発現しないのか。

[県] 工事完了後ではなく、事業期間中においても毎年効果が発現する。

[結論] 明治用水西井筋地区及び新光堂川用水地区の対応方針(案)について了承する。

【事後評価の審議】

①街路事業：都市計画道路北尾張中央道の審議

都市整備課から説明。

[委員] 交通安全対策の強化に関して、死傷事故件数等が10%減少していることを効果として記載しているが、効果があったと言えるのか。まだ事故が発生している状況なので、事故の原因を分析していただきたい。

[県] 原因の分析はしていないが、現道の一般県道萩原三条北方線だけでみると、歩道が設置されていない状況に変わりはないので、現道に格段の改善はない。しかし、交通量が現道からバイパスに転換し、現道の交通量が減少し、交通事故も減少しているので、一定の効果があったと判断している。

[委員] 死傷事故件数と死傷者数の整備前後を比較する期間はどれくらいか。

[県] 整備前3年間、整備後3年間のデータで比較を行っている。

[委員] 安全になったと思うが、車両同士、車両・歩行者など、事故の原因を分析していただきたい。

[県] 県警に確認するなど、事故の原因を分析する。

[委員] 同種事業に反映すべき事項に関して、「適切な事業延長で事業化」とあるが、適切な対象区間の延長なのか、期間なのか明確にしていきたい。

[県] 事業区間の延長であることが分かるように修正する。

[委員] 事業費が2億円減少した要因は何か。

[県] 用地補償費の精査によるものである。

[結論] 事故の内容についての補足データを整理する必要があるが、北尾張中央

道の対応方針（案）について了承する。

②街路事業（連続立体交差事業）：都市高速鉄道 名古屋鉄道常滑線・河和線の審議
都市整備課から説明。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」について、事業期間を延伸したことから、事業の必要性を適時適切に説明すると記載されているが、そもそも計画段階で設定する期間が短すぎるのではないか。

[県] 事業期間が延伸したのは、用地交渉が難航したためである。事業着手時は計画的に期間を設定しているが、用地交渉は相手があることなので、結果的に期間を延伸したということであり、今後設定する時には参考とする。

[委員] 事業期間を長く設定するという考え方が一方で、事業期間を当時から長くするという事は、早期に事業完了するというモチベーションから見てもあまり好ましくない。これまでの事業の経験から判断されており、同種事業への反映は十分徹底されているのではないか。

[委員] なぜ申し上げているかと言うと、海外では事業期間を延伸することで、事業費等が増加し、発現効果が遅くなることが議論されており、合意形成をもっと進めていきましょう、事前の調整にもっと注力しましょうという動きがあるためである。

[委員] 大変難しい課題かと思いますが、「同種事業に反映すべき事項」の説明を少し補足していただきたい。

[県] 了解した。

[結論] 名古屋鉄道常滑線・河和線の対応方針（案）について了承する。

以 上